第五条を次のように改める。

（帳簿）

第五条　登記所には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一　受付帳
二　登記申請書類つづり込み帳
三　証明書交付申請書等つづり込み帳
四　決定原本つづり込み帳
五　審査請求書類等つづり込み帳
六　登記関係帳簿保存簿
七　登記事務日記帳
八　登記事項証明書等用紙管理簿
九　登記事項通知書通知簿
十　再使用証明申出書類等つづり込み帳
十一　統計表つづり込み帳
十二　雑書つづり込み帳

2　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

一　登記申請書類つづり込み帳　登記申請書等
二　証明書交付申請書等つづり込み帳　登記申請事件以外の事件の申請書及びその添付書面
三　決定原本つづり込み帳　登記の嘱託又は申請を却下した決定に係る決定書の原本
四　審査請求書類等つづり込み帳　審査請求書その他の審査請求事件に関する書類
五　再使用証明申出書類等つづり込み帳　収入印紙に係る再使用証明申出書及び償還に関する書類
六　統計表つづり込み帳　登記事件及び登記以外の事件に係る各種の統計表
七　雑書つづり込み帳　他の帳簿につづり込まない書類

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　登記関係帳簿保存簿　第五条第一項各号に掲げる帳簿及び書類の保存状況
二　登記事務日記帳　受付帳その他の帳簿に記載しない書類の発送及び受領に関する事項
三　登記事項証明書等用紙管理簿　登記事項証明書及び閉鎖登記事項証明書（以下「登記事項証明書等」と総称する。）の作成に使用する用紙の管理に関する事項
四　登記事項通知書通知簿　第十三条及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号。以下「法」という。）附則第二条第四項の通知に関する事項

4　次の各号に掲げる記録、帳簿、書類又は電磁的記録媒体（以下「記録等」という。）の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　後見登記等ファイルの記録　永久
二　閉鎖登記ファイルの記録　閉鎖した日から三十年間
三　受付帳の記録　当該年度の翌年から五年間
四　登記申請書類つづり込み帳　受付の日から五年間
五　証明書交付申請書等つづり込み帳　受付の日から一年間
六　決定原本つづり込み帳　これにつづり込まれた決定書に係る決定の翌年から五年間
七　審査請求書類等つづり込み帳　これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
八　登記関係帳簿保存簿　永久
九　登記事務日記帳　作成した年の翌年から五年間
十　登記事項証明書等用紙管理簿　作成した年の翌年から一年間
十一　登記事項通知書通知簿　作成した年の翌年から五年間
十二　再使用証明申出書類等つづり込み帳　作成した年の翌年から五年間
十三　統計表つづり込み帳　作成した年の翌年から十年間
十四　雑書つづり込み帳　作成した年の翌年から二年間

第五条の次に次の一条を加える。

（記録等の廃棄）

第五条の二　登記所において記録等を廃棄するときは、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

第十三条中「含む」の下に「ものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする」を加える。

第十七条第一項中「登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書（以下「登記事項証明書等」と総称する。）」を「登記事項証明書等」に改める。

第三十二条第二項中「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

（戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）

第四条　戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年法務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「区」の下に「又は総合区」を加える。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○財務省令第十一号

国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第八条第三項及び第十条第二項、並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令

国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5　国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官、分任国税収納命令官代理、国税資金支払命令官及び国税資金支払命令官代理の指定官職で、特別の事情によりこの省令により難いものについては、当分の間、特例を設けることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「産業保安監督部長」の下に「次項並びに」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　出力二千キロワット未満の水力発電所（自家用電気工作物であるものに限る。）に係る第一項の表第一号又は第六号に掲げる事業場のうち、当該水力発電所の保安管理業務の委託契約が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものについては、同項の規定にかかわらず、ダム水路主任技術者を選任しないことができる。

第五十二条の二中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第一号イを次のように改める。

イ　前条第二項の場合にあっては電気主任技術者免状の交付を、同条第三項の場合にあってはダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。

第五十三条中「第五十二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、第二号又は第四号に掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

一　第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）
二　第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「電気保安法人」という。）
三　第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「ダム水路管理技術者」という。）
四　第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム水路保安法人」という。）
五　保安業務従事者

第五十三条第五項中第四号を同項第五号とし、同項第三号中「、電気保安法人又は」を「及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。